

飯塚市有害鳥獣捕獲支援事業謝礼金に関する要綱を次のように定める。

令和8年4月6日

飯塚市長 武井政一

飯塚市有害鳥獣捕獲支援事業謝礼金に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、飯塚市鳥獣被害対策実施隊員(以下「実施隊員」という。)が行うイノシシ、シカ等の有害鳥獣を捕獲するためのわなの設置及び撤去等の補助作業を行う者(以下「協力員」という。)に飯塚市有害鳥獣捕獲支援事業謝礼金(以下「謝礼金」という。)を支払うことにより、実施隊員の負担の軽減による効率的かつ効果的に捕獲等を図り、もって有害鳥獣による林産物・農作物被害の防止を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 謝礼金の支給対象者は協力員とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人で、18歳以上の者
- (2) 飯塚市有害鳥獣駆除補助金交付要綱(平成27年飯塚市告示第242号)第2条第1項に規定する有害鳥獣の駆除を行う者以外のもののうち、実施隊員より推薦された者
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 傷害保険に加入していること。
- (6) 市が開催する安全講習会を受講すること。

(協力員の提出書類)

第3条 協力員となる者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 住所及び生年月日が確認できる書類
- (2) 市税の納税状況確認同意書
- (3) 暴力団排除に関する誓約書及び照会同意書
- (4) 傷害保険に加入していることが確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協力員の人数)

第4条 協力員の人数は、実施隊員1人につき2人までとする。

(謝礼金の対象期間)

第5条 謝礼金の対象とする期間は、補助作業を行った年度が属する3月31日までとする。

(謝礼金の額)

第6条 謝礼金の対象となる協力員の活動対象は、別表のとおりとする。

2 謝礼金の額は、別表に定める基準により算出する。ただし、算出された謝礼金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(謝礼金の支払)

第7条 市長は別表に定める協力員の活動対象に対し、前条第2項に規定する謝礼金を支払うものとする。

2 謝礼金は年1回一括して支払うものとする。

(業務報告)

第8条 協力員は毎月10日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、3月分の報告については、当該3月31日までに提出するものとする。

(1) 業務報告書

(2) 協力員活動日誌

(3) 補助作業の実施が確認できる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第6条、第7条関係)

協力員の活動対象	謝礼金交付基準
実施隊員が行う有害鳥獣駆除作業に係る補助作業で、次の各号にいずれかに該当するもの	2,000円/日

(1) 大型箱わなの設置 (2) 大型箱わなの撤去 (3) 駆除した個体の搬出作業	
上記の作業により生じる傷害の賠償に係る傷害保険料	傷害保険料の1/2以内